



栃木県公報

平成 27 年
8月21日(金)
第2709号

目 次

告 示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による指定区域の指定..... 761
- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に係る変更..... 761
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定に係る変更..... 762
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定..... 762
- 道路の区域の変更..... 763
- 道路の供用開始..... 763

公 告

- 公共測量の実施..... 764

告 示

栃木県告示第417号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を指定するので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成27年 8月21日

栃木県知事 福田 富一

指 定 番 号	指 定 す る 区 域	埋立地の区分
県北-033	那須塩原市青木字大輪地原1810番1の一部	ア
県北-034	那須塩原市百村字笹野曾里3番286及び3番290の各一部	ア
県北-035	那須塩原市戸田字那須東原276番28の一部	ア
県北-036	那須郡那須町大字稲沢字観音前1044番4の一部	エ

備考 埋立地の区分

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の2第1号に定める埋立地
- イ 政令第13条の2第2号に定める埋立地
- ウ 政令第13条の2第3号イに定める埋立地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第12条の31第1号に定めるもの
- エ 政令第13条の2第3号イに定める埋立地であって、省令第12条の31第2号に定めるもの
- オ 政令第13条の2第3号ロに定める埋立地

(廃棄物対策課)

栃木県告示第418号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第19条の19の規定により公示する。

平成27年 8月21日

栃木県知事 福 田 富 一

1 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
第一調剤薬局若木 (第一調剤薬局)	小山市若木町 1-5-30	株式会社薬進	平成27年 8月 4日

2 指定訪問看護事業者

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
とちぎ訪問看護ステーションおやま	小山市大字神鳥谷2251-7 (小山市城東 3-25-12メ ゾン天山101号室)	公益社団法人栃木県看護協会	平成27年 6月15日

※表中の () 内は変更前のもの

栃木県告示第419号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第19条の規定により指定医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第24条の規定により公示する。

平成27年 8月21日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
倉持整形外科・内科 (医療法人英心会倉持 整形外科・内科今宮)	宇都宮市今宮 3-1-6	倉持 大輔	平成27年 6月 1日
医療法人三子会すずめ 医院 (すずめ医院)	宇都宮市五代 2-1-7	医療法人三子会すずめ医院	平成27年 7月 3日

2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
第一調剤薬局若木 (第一調剤薬局)	小山市若木町 1-5-30	株式会社薬進	平成27年 8月 4日

3 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
とちぎ訪問看護ステーションおやま	小山市大字神鳥谷2251-7 (小山市城東 3-25-12メ ゾン天山101号室)	公益社団法人栃木県看護協会	平成27年 6月15日

※表中の () 内は変更前のもの

(健康増進課)

栃木県告示第420号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成27年 8月21日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0950100164	ウィズユーうつのみや	宇都宮市錦2-4-1	ケアサポートとちの花合同会社	宇都宮市下岡本町4541-12	平成27年8月1日	放課後等デイサービス
0950100172	がじゅまる宇都宮	宇都宮市弥生1-1-7	合同会社BIG TREE	群馬県太田市内ヶ島町644-1	平成27年8月1日	放課後等デイサービス

(障害福祉課)

栃木県告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年8月21日から同年9月24日まで一般の縦覧に供する。

平成27年 8 月21日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 佐野田沼線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
16	前	佐野市吉水町字美路川772-1から 佐野市吉水町字小堀1157-3まで	16.0～16.0	455.8	
	後	佐野市吉水町字美路川772-1から 佐野市吉水町字小堀1157-3まで	20.0～20.0	455.8	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 飛駒足利線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
208	前A	佐野市飛駒町字黒沢東通2719-1から 佐野市飛駒町字黒沢東通2723-2まで	6.6～19.3	77.4	
	前B	佐野市飛駒町字黒沢東通2719-3から 佐野市飛駒町字黒沢東通2723-2まで	3.0～9.7	88.1	
	後	佐野市飛駒町字黒沢東通2719-3から 佐野市飛駒町字黒沢東通2723-2まで	3.0～9.7	88.1	

栃木県告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年8月21日から同年9月24日まで一般の縦覧に供する。

平成27年 8 月21日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
208	一 般 県 道 飛 駒 足 利 線	佐野市飛駒町字黒沢東通2719-3 から 佐野市飛駒町字黒沢東通2723-2 まで	平成27年 8月21日

(道路保全課)

公 告

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿沼市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年 8月21日

栃木県知事 福 田 富 一

- 作業種類
公共測量（空中三角数値地形図データ作成）
- 作業地域
鹿沼市内
- 作業期間
平成27年 7月31日から平成28年 1月28日まで

(監理課)